一般社団法人福井県情報通信基盤整備協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福井県情報通信基盤整備協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福井県において、基幹放送事業者の難視聴および電気通信格差是正に関する事業を行い、地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 基幹放送事業者の難視聴および電気通信格差是正のための施設整備や維持、 その他施設を基幹放送事業者の利用に供すること、及び放送中継施設の整備や 放送の利用等に関する調査研究の普及。
 - (2) 福井県において前項の事業及び目的を達成するために必要な事業をおこなうための周知啓発の推進。
- 2 前項の事業は福井県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

- 第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、総会の定めるところにより申込みをし、そ の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも 退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を 除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その 資格を喪失する。
 - (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

- 第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会 とする。

(権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事の選任又は解任
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5 解散及び残余財産の処分
 - (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催 催 する。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。
- 2 総会員の議決権の過半数の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的

である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長とする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該 会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議 決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする.

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第19条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 2名以上10名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事 とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、総会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業 務を執行し、常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

(役員の任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務 を有する。

(役員の解任)

第23条 理事は総会の決議によって解任することができる。

(各員の報酬等)

第24条 理事は無報酬とする。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第25条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第26条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日 までに、理事長が作成し、総会の承認を受けなければならない。これを変更する 場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え 置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第27条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書 類を作成しなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告するものとし その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第28条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第29条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第30条 この法人の公告は、電子公告により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121 条第1項において読み替えて準用する同法第106 条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121 条第1 項において 読み替えて準用する同法第106 条1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人 の設立の登記を行ったときは、第25 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を 事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、見谷良政とする。